

川崎市立井田病院災害時医療等委員会運営要領

平成27年4月1日

27川井病庶第918号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱により、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における質の高い災害医療の実現を目的として設置する川崎市立井田病院災害時医療等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 災害医療に関する事項
- (2) 災害医療に関する研修会・訓練の企画・実施
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 委員会は、本院の病院長が指名した委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(DMA T部会の設置)

第6条 DMA Tの運用をより実効あるものにするため、委員会にDMA T部会を設置する。

2 DMA T部会の運営等については、別に定める。

(議事録の保存)

第7条 委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課が行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。